

シフト制で働く方や休業中の方などの転職を支援します！

求職者支援制度のご案内

～働きながらステップアップ～

ステップアップに向けた職業訓練を働きながら受講できます
訓練期間中、職業訓練受講給付金（月10万円）を支給します

働きながら

職業訓練



職業訓練受講給付金
（月10万円）



ステップアップ
につながる仕事
に転職

■ 制度を利用できる方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（固定収入が8万円以下の場合に限ります）（※）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- 全ての訓練に出席する必要があります
- 仕事や病気などのやむを得ない理由による欠席は認められますが、やむを得ない理由による欠席がある場合でも、8割以上出席する必要があります（※）

※ 月12万円以下の収入要件と仕事で訓練を欠席する場合の出席要件は、令和3年9月30日までの特例措置です
（令和4年3月31日まで延長予定）



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030907訓02

■ 固定収入とは？

固定収入は1か月の固定的な収入です

労働者の方

1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など）

- シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします
- 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません
- 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします

自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方

1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から**1か月の経費を差し引いた額**

- 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします
- 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください
[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合
年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円

■ 訓練受講までのながれ

ステップ1	ハローワークに求職申込み・制度説明
ステップ2	訓練コース選択・訓練の申込み
ステップ3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
ステップ4	訓練受講開始

- **職業訓練受講給付金**は、訓練開始後、**1か月ごとに支給**します
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として**月に1回、ハローワークに来所し**、職業相談を受けていただきます
- **ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います**



要件の詳細などは、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください
全てのハローワークに、休業中の方や働きながら訓練の受講を検討している方などの相談を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています

ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続には一定の期間を要します